平成２６年（フ）第１３８号
新潟県新潟市東区中山８丁目22番３号富士荘２号
債務者　島抜　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７３号
群馬県伊勢崎市境伊与久1683番地12
債務者　寺島　　勉
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
群馬県前橋市朝倉町４丁目５番地１
債務者　須永　清子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７５号
群馬県前橋市朝倉町４丁目５番地１
債務者　須永伊津美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７７号
群馬県前橋市下細井町172番地１　ハイツフレンド下細井101号
債務者　髙野　和夫
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７８号
群馬県前橋市山王町１丁目34番地14
債務者　川鍋　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８４号
群馬県伊勢崎市山王町1075番地１　山王住宅1796
債務者　小宮　宮人
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８５号
群馬県伊勢崎市山王町1075番地１　山王住宅1796
債務者　小宮　勝子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８８号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1921番地４町営住宅237号
債務者　小林あや子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８９号
群馬県伊勢崎市堀口町480番地３　シャレル堀口33
債務者　川村　　功
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９０号
群馬県前橋市古市町203番地１　藤和シティーコープ新前橋419号
債務者　楠　和可奈
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５号
群馬県藤岡市本郷881番地　市住79―２棟13号
債務者　新井　誠三
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５４号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地１―101
債務者　江原　芳男
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５６号
埼玉県熊谷市上之2668番地３　スカイウイングマンション301号室
債務者　大高　祥子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７４号
千葉市中央区矢作町204番地　レジデンスⅠ―101号
債務者　原田　文子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４７号
千葉市若葉区貝塚２丁目13番45号　ＬＵＡＮＡ都賀203号
債務者　高橋　昭男
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７１号
神奈川県座間市南栗原５丁目15番11号
債務者　庄司　克治
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　横浜地方裁判所相模原支部